

平成25年度の市民後見人養成講座のカリキュラム

	内 容	時間(分)		担 当	会 場
1 6/22 (土)	開講式・オリエンテーション	9:00～9:10	10分	社協	大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	成年後見物語(DVD)	9:10～10:00	50	社協	
	I 旧制度(禁治産制度)から新しい制度(成年後見制度)	10:10～11:50	90	弁護士 中井 洋輔	
	II 人権と成年後見				
	III 成年後見制度概論	13:00～14:40	90	弁護士 福田 真也	
	IV 法定後見制度				
V 任意後見制度					
2 7/6 (土)	VII 成年後見制度における市町村の責任	9:00～10:00	60	高齢者福祉課 田中係長	大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	IX 成年後見制度利用支援事業				
	X I 成年後見制度の課題				
	VIII 日常生活自立支援事業	10:10～11:00	50	社協 橋田補佐	
	第2章市民後見概論	11:10～12:00 13:00～14:00	110	社協 後見支援センター 神門	
3 7/20 (土)	第3章民法その他の法律の基礎				大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	I 民法 財産法	9:00～10:40	90	弁護士 福田 真也	
	I 民法 家族法	10:50～12:30	90	弁護士 中井 洋輔	
	第1章成年後見にかかわる法律・制度				
4 8/24 (土)	I 高齢者施策	13:30～15:20	90	森井包括支援センター長	大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	II 障害者施策	9:00～10:40	90	社会福祉課 吉岡補佐	
	III 生活保護	10:50～11:30	40	社会福祉課 辻主任	
	IV 健康保険	13:00～13:30	30	社会保険労務士 坂根 親雄	
	V 公的年金制度	13:40～14:10	30		
	第2章対象者の理解				
5 9/21 (土)	I 認知症高齢者 II 知的障害者	14:20～15:20	60	精神科医師 橋 久之	大田市民センター 多目的室
	第6章家庭裁判所の役割	9:00～10:40	90	家庭裁判所	
	VI 後見登記制度				
	I 後見等開始の審判の流れ				
	第4章対人援助の基礎	10:50～11:50	60	社会福祉士 和田 由実子	
第1章就任時の実務					
6 10/19 (土)	II 就任時にすべきこと	13:00～14:40	90	行政書士 天野 愿	大田市民センター 4階 フォローアップ研修を兼ねる
	III 財産目録の作成	9:00～10:00	60	行政書士 天野 愿	
	IV 収支予定表の作成・V 後見事務の方針	10:10～11:50	90	司法書士 塩野 真弓	
	第2章成年後見の実務				
7 11/16 (土)	I 成年後見実務の基本的視点	13:00～14:00	60	社会福祉士 西尾 和子	大田市民センター 4階
	大田市成年後見人材バンク運営要綱について	14:10～14:30	20	後見支援センター 神門	
	II 職務の範囲・概要	9:00～10:40	90	社会福祉士 西尾 和子	
8 12/7 (土)	IV 身上監護	10:50～12:30	90	社会福祉士 西尾 和子	大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	III 財産管理 (市役所手続・法務局手続・銀行手続等実際を含む)	13:00～14:40	90	司法書士 石田 正勝	
	V 報告 (出納簿・後見の記録等の実際を含む)	9:00～10:40	90	司法書士 石田 正勝	
9 1/18 (土)	消費者被害への対応	10:50～12:30	90	島根県消費者センター 消費 生活専門相談員 久保	大田市民センター 社会福祉協議会 会議室
	III 精神障害者 IV その他の障害	13:20～14:20	60	精神科医師 橋 久之	
	第3章後見終了時の実務				
	I 後見終了の原因	9:00～10:40	90	行政書士 田邊 和利	
10	II 後見人の辞任手続	10:50～12:30	90	行政書士 田邊 和利	大田市民センター 4階
	III 本人の死亡による後見終了時の手続				
	IV 「死後事務」の課題				
第3章市民後見活動の実際	13:20～14:20	60	市民後見人		
10	特養等の体験実習 平成25年11月18日(月)13:30～16:00		150	島根県社会福祉事業団 眺峰園	
	事例検討会10月28日・11月25日・2月13日・3月8日		240		

## 大田市成年後見人材バンク運営要綱

この要綱は、大田市成年後見支援センター設置及び運営に関する要綱（以下「運営要綱」という。）第3条（2）に基づき設置する、大田市成年後見人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるために制定する。

### 1 設置目的

人材バンクは、社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取り組むことに意欲をもつ市民等で、大田市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）が主催する養成講座修了者を登録し、これまで適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を得られないために成年後見制度を利用できなかった市民等に、制度利用の途を開くことを目的として設置する。

バンク登録後、研修や活動経験を積み、家庭裁判所から後見人等に選任された者を「大田市市民後見人」と称するものとする。

### 2 運営主体

人材バンクの運営主体は成年後見支援センターとする。

### 3 成年後見支援センターが実施する事業

成年後見支援センターが人材バンク登録者（以下「登録者」という。）に対し、実施する事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を紹介する取組
- (2) フォローアップ研修の開催
- (3) 成年後見支援センター運営委員会において、登録者を後見人候補者として家庭裁判所に推薦する取組
- (4) 大田市市民後見人に対して、以下のうちの必要な支援を行う取組
  - ア 専門職を含む後見人等相互の交流と、情報交換を図ることを目的とした後見人等連絡会の開催
  - イ 後見人等からの後見業務等に関する相談への対応
  - ウ 地域における後見人等への、支援体制の構築を目的とした関係機関連絡会の開

催

エ その他、登録者が円滑かつ適切に活動を行うために必要と考えられる支援

- (5) 大田市市民後見人が後見業務を行うにあたって生じたトラブルに関して、家庭裁判所に協力してその解決を図る取組

#### 4 成年後見支援センターが事業を実施するにあたっての留意事項

成年後見支援センターは、3に定める取組を行うにあたっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 登録者が、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為を行った場合には、当該行為に関して十分な審査を行い、必要な手続きを経た上で、その登録を抹消又は停止することができる。
- (2) 登録者を後見人候補者としての紹介、推薦を行うにあたっては、当該登録者が成年後見支援センターの指定する保険等に参加することを条件とする。
- (3) 成年後見支援センターは、大田市市民後見人に対して、随時活動報告書を求めることができる。
- (4) 成年後見支援センターは、3に定める取組を行うにあたって対応が困難な事例については、運営要綱第4条に定める運営委員会に相談できるものとする。
- (5) 成年後見支援センターは、登録者を任意後見人候補者として紹介はできないものとする。

#### 5 登録者及び大田市市民後見人の留意事項

- (1) 登録者として成年後見支援センターの連絡や指導を受けなければならない。
- (2) 成年後見支援センター等が行う成年後見等に関する研修会に積極的に参加し、実務能力の向上に努める。
- (3) 大田市成年後見人材バンク登録者で都合によりその登録を取り消したい場合、成年後見支援センターに申し出ること。
- (4) 登録者は、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為、及び成年後見支援センターの信頼を失墜するような行為をしてはならない。
- (5) 成年後見人に選任された者は、次の項目について遵守しなければならない。

ア 成年後見支援センターに対して4カ月に1回、指定の書式に基づいた活動報告

書を提出するものとする。また、成年後見支援センターより活動報告書を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。

イ 本人の最善の利益を優先し、適切な保護支援をしなければならない。

ウ 家庭裁判所、行政機関、法律や福祉の専門家等と協力し、連携を図るように努めなければならない。

エ 倫理上、本人又はその家族から財産の寄付、贈与などを受けてはならない。

オ その職にある期間は当然のこと、その職を終えた後も本人又はその家族の個人情報漏らしてはならない。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、成年後見支援センターが別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

## 大田市市民後見人登録審査基準

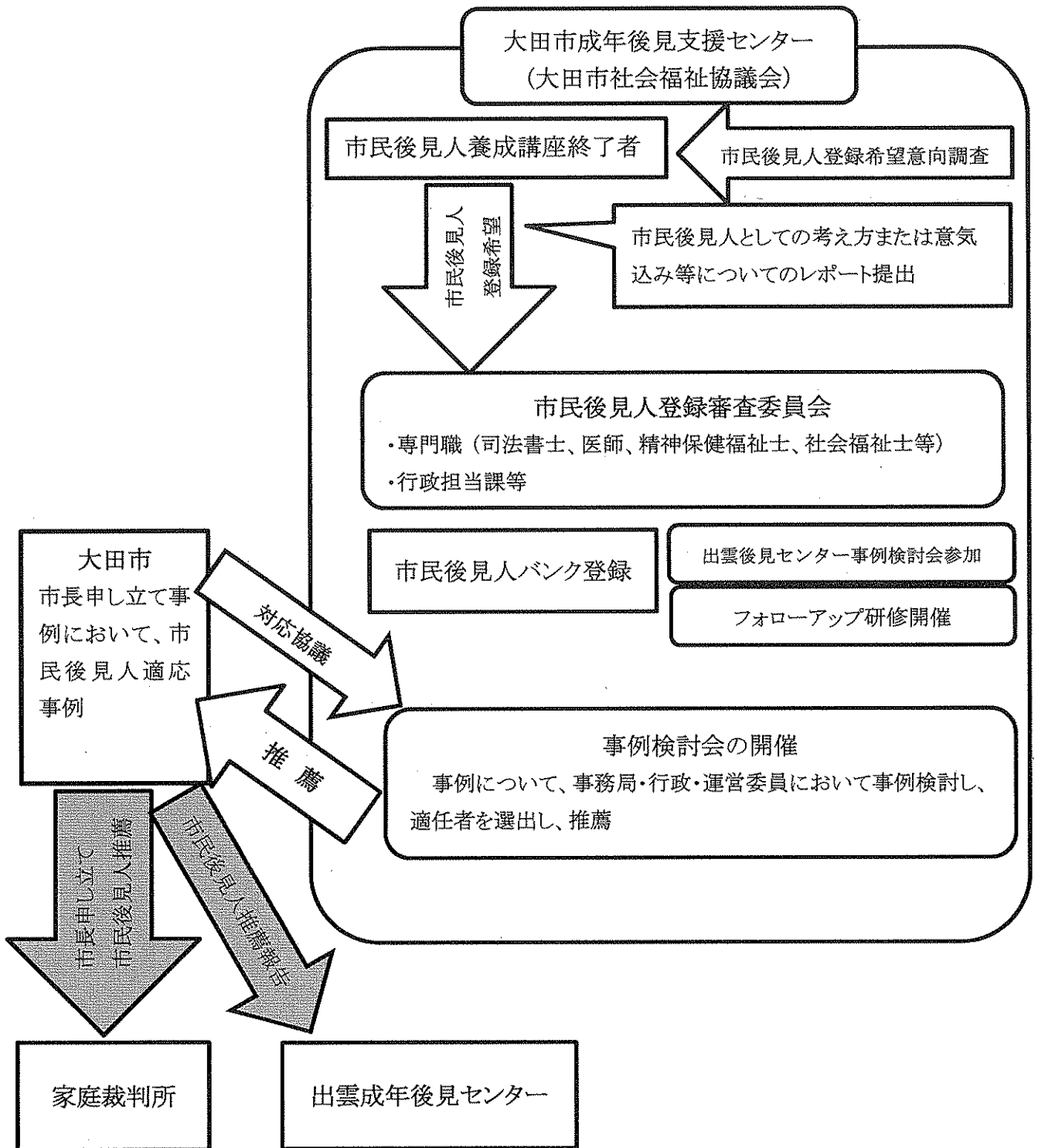
### 市民後見人人材バンク登録審査基準

1. 大田市成年後見支援センターが開催した所定の研修、及びその内容に類似した同等以上の研修として認められる研修を修了している者
2. 成年後見制度への理解と関心があり、権利擁護活動に参加が期待できる者
3. 被後見人の代弁者として、その役割を十分に果たせると判断できる者

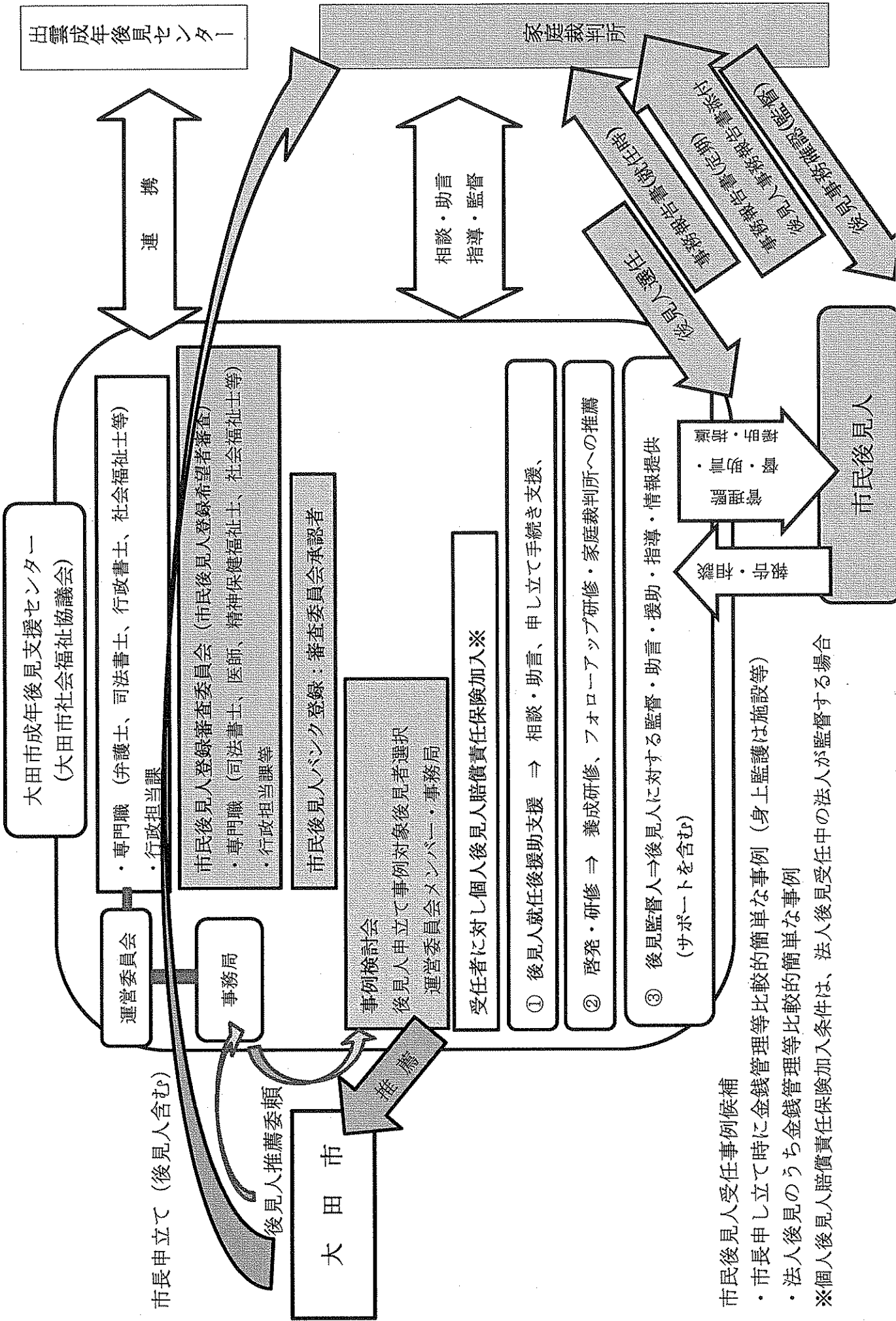
## 大田市成年後見人材バンク登録者及び大田市市民後見人の留意事項

1. 登録者として成年後見支援センターの連絡や指導を受けなければならない。
2. 成年後見支援センター等が行う成年後見等に関する研修会に積極的に参加し、実務能力の向上に努める。
3. 大田市成年後見人材バンク登録者で都合によりその登録を取り消したい場合、成年後見支援センターに申し出ること。
4. 登録者は、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為、及び成年後見支援センターの信頼を失墜するような行為をしてはならない。
5. 成年後見人に選任された者は、次の項目について遵守しなければならない。
  - (1) 成年後見支援センターに対して4カ月に1回、指定の書式に基づいた活動報告書を提出するものとする。また、成年後見支援センターより活動報告書を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。
  - (2) 本人の最善の利益を優先し、適切な保護支援をしなければならない。
  - (3) 家庭裁判所、行政機関、法律や福祉の専門家等と協力し、連携を図るように努めなければならない。
  - (4) 倫理上、本人又はその家族から財産の寄付、贈与などを受けてはならない。
  - (5) その職にある期間は当然のこと、その職を終えた後も本人又はその家族の個人情報漏らしてはならない。

# 市民後見人候補者選考・推薦手順



# 大田市成年後見支援センターでの市民後見人(保佐人・補助人)受託までのフロー



市民後見人受任事例候補

- ・ 市長申し立て時に金銭管理等比較的簡単な事例 (身上監護は施設等)
- ・ 法人後見のうち金銭管理等比較的簡単な事例

※個人後見人賠償責任保険加入条件は、法人後見受任中の法人が監督する場合